

# 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への 付託につき韓国政府に申入れについて

情 報 文 化 局

十九年二月十日付在京韓国代表部にて口上書  
の附属)は別紙(三)のとおりである。

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を  
表すとともに、竹島の領有問題に關し、次  
とおり申し述べる光榮を有する。

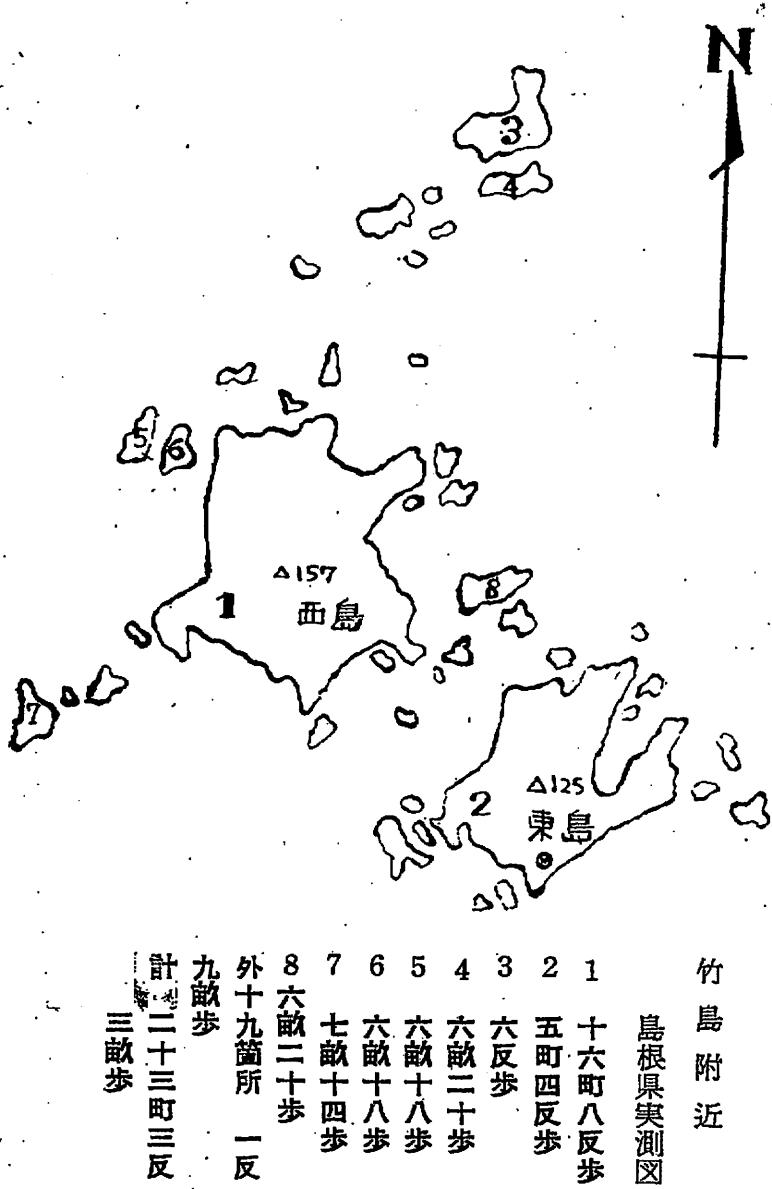
かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権  
問題に關し、韓国側はわが方の過去數次にわ  
たる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対  
する韓国側の領土権を主張して譲らないのみ  
ならず、最近に至つては、同島に警備員を常  
駐せしめるとともに、韓国の標識を建設し、  
また燈台を設置してこれを関係国政府に通報  
する等既成事実をつくり、實力による支配を  
確立せんとしている。

事情かくの如き次第であるので、今後この  
紛争につき両国間の直接交渉を継続しても、  
その解決は極めて困難と認められるのみなら  
ず、第三国による斡旋も問題の性質上期待を  
かけ難いものと考えられる。

よつて、本件紛争の最終的且つ平和的解  
決を図るため、今回九月二十五日付在京韓國  
代表部に対する口上書をもつて、別紙(一)のと  
おり、両国政府の合意により問題を国際司法  
裁判所に付託することをわが方より提議し  
た。

わが方は、右付託の提議と同時に、国際司  
法裁判所の判決のあるまでの期間竹島におい  
て紛争の發生を防止するための具体的措置に  
つき韓国政府と協議する用意のあることをも  
併せて申入れた。なお、戦後における竹島問  
題の経緯は別紙(二)のことくであり、また、韓國  
側の主張に対しわが方が竹島領有の根拠とし  
て示した歴史的及び国際法上の見解(昭和二

65 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて



の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による韓島に対する侵犯同島周辺の日本國領海内における漁獵並びに同島にお

ける大韓民国領土標識及び燈台の設置等の不法行為が繰り返され、更に、最近同島の現況調査のため派遣された日本國巡視船が同島より突然銃撃を受け損害を被るに至つた。

二 本件は国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を国際裁判に付託し判決を得ることにあると認められる。日本國政府は、紛争の

平和的解決を熱望し、本件紛争を日本國政府及び大韓民国政府の合意の下に国際司法裁判所に付託することをここに提議する。

三 日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして権威ある機関、すなわち、国際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本國政府は、ここに、国際司法裁判所の下下さいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する。

四 裁判所の判決のあるまでの期間、両国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よつて、外務省は、日本國政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同国政府の見解を同省に通報せられることを要請する。

昭和二十九年九月二十五日

## 竹島問題の経緯

### (1) 竹島問題の発端

竹島は史実からみて古来日本領土の一部であることは明白であり、國際法上もこれに何らの疑念をはさむ余地は存しない。この竹島に韓国が領有権を主張したのは、昭和二十七年（一九五二年）一月十八日、李承晩韓国大統領が所謂李ラインに關する宣言を行い、同ラインの中に竹島をとり込んだことに端を発している。

日本政府は直ちに、この李ラインの設定について抗議したが、その際竹島についても、韓国がこれに領有権を主張しているかのように見えるが韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない旨明らかにした。これに対して韓国側は二月十二日、終戦後連合國軍最高司令官の覚書により総司令官が竹島を日本領有から明白に排除したと断じ、また、所謂マッカーサー・ライン外に同島が置かれた事実を指摘して、これらの事実は同島に対する韓国の要求に同意し、これを確認するものであると主張して來た。

（イ）かかる韓國漁民の竹島上陸及び同島附近に於ける漁業從事に対し、わが方は海上保安庁巡視船を隨時同島に派遣して取締りに當るとともに、韓國政府に対し

權の最終的決定に關する連合國の政策の表明ではないことをはつきり断つてゐるのであつて、これによつても韓國側の主張にはなんらの根拠がないことは明らかであるので、わが方は右の点を同年四月二十五日に指摘してその主張を反駁した。

### (2) 平和條約の発効と韓國側の不法行為

（ア）同年四月二十八日平和條約が発効したことにより、竹島にはわが国の行政權も再び及ぶことになつた。しかし同年七月二十六日日米行協定に基き在日米軍の演習場としてこれを提供したので、日本漁民が同島を實際には使用できなかつた。右演習場指定は翌三十八年（一九五三年）三月十九日解除された。

### (3) 竹島領有の根拠に関する文書の往復

この間わが方は、竹島領有に關する韓國側の誤解をただすため、歴史的にも國際法上も竹島が日本領土なる所以について詳細説明した文書を昨年九月十三日付で在京韓國代表部を通じて韓國政府に送つたところ、韓國政府はこれに対し九月九日付で長文の反駁を提示し、その竹島領有の根拠として各種の資料を挙げて來た。

しかしながら先方の主張はすべて歴史的文献の誤解、歪曲あるいは國際法に対する充分な認識の欠如に基くものであり、何等韓國領有の正当性を裏付けるものでなかつた。わが方の措置は國家統治權、國際的境界または漁業

反駁するところに、竹島はあらゆる角度からみて完全な日本国領土である旨を重ねて詳細申入れた。

しかるに韓国側はみぎに対し何ら応答して来ないばかりでなく、本年五、六月にも韓國漁民の竹島侵犯は累次繰返され、七月以降遂に同島に警備員を常駐せしめ、八月初めにはこれに燈台を設置するなど、実力を行使して同島を不法占拠するに至つた。

### 竹島に関する一九五三年九月九日付韓国政府の見解に対する日本国政府の反駁

一、日本国政府は、本件に関する韓国政府の見解について慎重に検討した。日本国政府は、韓国側がその主張を各種の資料に基き立証しようとして試みていることに対し、これを歓迎するものである。日韓両国がかかる立場に立つて、本問題を虚心に検討するならば、その結論はおのずから明白となるであろう。

二、しかしながら、韓国側がその主張の根拠として挙げているところは、遺憾ながら右の立場に徹しているとはいえない。文献や事実の引用は不正確であり、またこれに対する解釈も誤解にみれていて、韓国側主張の裏付けとなるものではない。その主要なものを持げられ

ば左の通りである。

(1) 韓国側は、古く竹島が韓国において認知されていた記録として「世宗憲錄」にある于山島「東國輿地勝覽」にある金自周の調査した三峰島というのがいすれも今日の竹島であると主張している。

しかしこれらの文献にある三峰島や于山島が、今日の竹島であるということは論証していない。のみならず「東國輿地勝覽」にある金自周の記事というものは、実は『成宗憲錄』の誤である。

他面われわれは、韓国の文献のうちに三峰島や于山島を鬱陵島にほかならないと見て、その事実を指摘することができる。現に韓国側で引用している前記『世宗憲錄』の于山武陵に関する記事においても、この記事に引続いて「新羅時称于山國一云鬱陵島」という一節がある。

また『東國輿地勝覽』の于山島鬱陵島に関する記事の中でも、「一說于山鬱陵一本島」と述べられてゐる。さらに『文獻撮錄』のときは、次のように述べて、三峰島、于山島、鬱陵島がいずれも同一の島であることをきわめて明瞭に説明している。

「鬱陵島在尉珍正東海之中 淸明則峯

頭山根歷々可見 地広土肥 以其產竹  
故謂竹島 以有三峯故謂三峯島 至於  
于山、羽陵、蔚尉、武陵、磯竹皆音訛  
而然也」

なお韓国側は、竹島が「独島」の名に稱しているが、韓国の古文献、古地図について見ても、右に開する事例を見出すことはできない。

(2) 韓国側は『肅宗憲錄』によると、一六九六年（元祿九年）に安龍福等が鬱陵島及び独島（竹島）に赴き、「これら二島が朝鮮に属することを告げて、これら二島に接近しないよう日本船に強く警告した」と述べ、さらに入れによつて「この朝鮮人は、朝鮮の版図の不可分の一部である鬱陵島及び独島の水域を日本国民が侵犯しないように護つた」と称している。

しかし『肅宗憲錄』の右記事は、帰國後備辺司に取調を受けた際の彼の供述によつたものであり、その内容には虚偽が多い。彼は鬱陵島おいて日本漁船にあり鬱陵島及び独島に近接しないように警告したと述べているがこの年に日本漁民は鬱陵島に渡航していない。當時の朝鮮国政

府は、彼を不法出国の廉により逮捕し、流刑に処してゐるのであつて、この事実よりするも安龍福事件に関する韓国側の主張が根拠あるものではないことが、了解されるであろう。

(3) 韓国側は、竹島が朝鮮によつて所有され、有効的に經營されていた証拠であるとして、(a)一九〇六年に鬱陵島郡守沈興沢は「本郡に所属する島である独島…」と報告している。(b)中井義三郎は竹島を朝鮮の領土の一部と信じて、日本農商務省に対し当時の朝鮮政府から同島を借りる許可をうるよう申請した。(c)樋畑雪湖はその論文で、竹島が朝鮮領土の最東境であると述べている。(d)『朝鮮沿岸水路誌』では、竹島を鬱陵島の附屬島とみなしている。(e)一九〇四年十一月軍艦対馬は、鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事していると報告している。(f)日本国民が調査した朝鮮漁業の「調査」において、竹島は朝鮮に属する島として言及している。等の文献や事実の引用が不正確であつて、韓国側主張の根拠となるものではない。

(a) については、正しい原文が示されていないので意見を述べることはできない

もつともこの年の三月、島根県事務官神田由太郎以下四十数名のものが、その前年島根県に編入された竹島の実地調査を行なし、その帰途鬱陵島に寄港して郡守沈興沢に面会している。その際神田は竹島で捕獲した海驥一頭を郡守におくつたがこれに對して郡守は遠來の労を謝し、贈物に對して謝辞を述べている。もしも郡守が当時竹島を鬱陵島に所属する島として取り扱つていたならば、当然かかる応接振りはなかつたはずであろう。

(b) については、韓国側は、一九二三年(大正一二)六月発行(韓国側は七月と称してある)の島根県教育会編さんの『島根県誌』によつたものであろうが、同書には中井は竹島の「領土編入並びに貸下願を内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県庁の意見を徵し閣議にて領土編入に決した」とあつて、韓国側の指摘するように、当時の朝鮮政府から同島を借りる許可を得るよう日本農商務省に申請したとは書いてない。もつとも、同書にも、中井は竹島を「朝鮮領土なりと思

考し、上京して農商務省に説き同政府に貸下の請願を為さんとせり」との一節はある。しかし、中井が隱岐島府に差出した竹島に関する説明によれば、中井はつとに今日の竹島を日本人が認知し、經營していたことを信じていたのであつて、右「朝鮮領土なりと思考し」云々の記事は編者の誤解に基くものといえる。

(c) については、この論文の発表された一九三〇年(昭和五)には、竹島は島根県に所属しており、朝鮮の江原道の管轄下になかつたから、明らかに筆者の誤りである。筆者がこの誤りをおかしたのはこの論文に引用している文献の取扱いによっても知られるように、筆者は古く竹島といわれていたのは鬱陵島であり今日の竹島でないことについての認識のなかつたことに起因している。

(d) については、本来、水路誌は使用者の便宜のために編さんされているものであり、島の帰属とは関係はない。たまたま、竹島が鬱陵島附近を航行する際に關係ある島なので、それを鬱陵島の項において併記したにすぎない。同時に竹島は隱岐列島附近を航行する場合にも關係が

## 69 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

あるので、「本州沿岸水路誌」第二卷第二編本州北西岸南西部の項でも、竹島を

「鬱陵島及び竹島」として載せておる  
わけであり、水路部が竹島を鬱陵島の附  
屬島として扱っているものではないこと  
は明らかである。

(e) については、「朝鮮沿岸水路誌」によ

れば、軍艦対馬の報じてゐるのは竹島の  
「東方島ニ漁夫用ノ菰葦小屋アリシモ風  
浪ノ為甚シク破壊シアリト謂フ」との一  
項だけである。韓国側の引用していける鬱  
陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附  
近で漁業に従事しているとの記事は、水  
路誌の編者が伝聞によつて記した後年の  
竹島事情であつて、軍艦対馬の報告では  
ない。しかも原文には「鬱陵島ヨリ渡來  
スルモノ」とあつて、韓国側の指摘する  
ように「鬱陵島の住民」とは書いてない  
右記事は後年鬱陵島を根拠にアワビ、ワ  
カメ等の採取に竹島に出かけた日本人及  
びそれに雇われた朝鮮人をさすものと思  
われる。

(f) については書名が明示されていない  
が、おそらく右は慶熙四年（明治四三）  
一九一〇）五月発行の韓國農商工部水産

局編さん『韓國水產誌』をさしてみると  
考えられる。

しかし同書の朝鮮半島東部漁業につい  
て記した第二章には「独島」という  
名称の島はなく、「竹島」という島はいず  
れもその位置から見て、問題の竹島とは  
別個のものである。

(4) 韓国側は、一九〇四年（明治三七）二  
月二十二日の日韓議定書と八月二十二日  
の日韓協約によつて、日本は「韓國政府  
に対する数名の日本人外交顧問の勤務を  
保証」させ、且つ戦略的見地から必要と  
あれば朝鮮の領土のいかなる部分をも占  
領することができた」と述べている。

しかし前者の「日本人外交顧問うんぬ  
ん」は、日韓協約第二項によると「韓國  
政府は日本政府の推薦する外国人一名を  
外交顧問として外部に傭聘し」とあつて  
実際に傭聘されたのも、米人ステーヴン  
スであった。また後者についてもその引  
用が正確でない上に、この規定は元来日  
露戦争に際して韓國の領土保全の目的を  
達成するため、必要に応じて軍略上必要  
な地点を一時的に使用することを取極め  
たものにすぎず、竹島の邦領編入措置と

はなんらの關係もない。

(5) 韓国側は、平和条約の領土条項は一九  
四六年（昭和二一）一月二十九日付SC  
API-N第六七七号に基く連合国最高司  
令官の行政権停止措置を、実質的变化を  
加えることなしに確認したものであると  
主張している。

しかし、すでに一九五一年（昭和二六）  
十二月五日付總司令部覚書によつて、前  
記SCAPI-Nによつて日本政府の行政  
権が停止されていた南西諸島中の北韓三  
〇度と二九度の間の島々が、日本政府の  
行政管轄下に復し、また一九五三年（昭  
和二八）十二月には、奄美群島の行政権  
も日本側に返還された。

さらに残りの南西諸島及び嫗婦岩の南  
の南方諸島、沖の鳥島南鳥島に対しても  
日本に「殘存主權」のあることが明らか  
にされている。同じく前記SCAPI-N  
によつて行政権の停止された齒舞群島に  
ついても、日本が平和条約に基いて権利  
権限及び請求権を放棄すべき「千島列島」  
の中には包含されていないとの見解が、  
サンフランシスコ会議においてダレス米  
全權によつて明らかにされている。

以上の事実は、実際上の措置から見て、も、総司令部覚書と平和条約との間に、関係がないことを明らかにしている。三、つぎに近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(1)国家としての領有の意思、(2)その意思の公示、(3)適切な支配権力の確立である。

しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあつては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であつたと認められる。

竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によつて航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されるとともに、同島において漁獵も行われていた。右にする文献としては、

寛文七年（一六六七）の出雲藩主齋藤某編

『隱州視聴合紀』

延宝九年（天和元年＝一六八一）の大谷九

右衛門勝信手記

寛保元年（一七四一）の大谷九右衛門勝房

より長崎奉行所あて口上書

宝暦年間（一七五一一一六三）の北園通義著  
享和元年（一八〇一）の矢田高當著『長生  
竹島記』

等、きわめて多くのものがあり、地図としては、

享保年中（一七二〇年代）の鳥取藩主池田  
家臣蔵「竹島図」

安永四年（一七七五）の長久保赤水の「田  
本輿地路程全圖」

等をはじめ、江戸時代中期以降の古地図に、  
その例はきわめて多い。ことに池田家臣蔵  
「竹島図」は幕府の命令によつて調整し、提  
出されたものの控であつて、公的性質を持つ  
ものであり、その内容も今日の竹島について  
当時きわめて正確な地理的知識のあつたこと  
を伝えている。

これに反して今回韓国側が挙げているところによるも、韓国において竹島を古く認知し、これを利用していたことを確認することはできない。

これを歴史的事実について見ても、李朝初期以来、長期にわたつて鬱陵島に対し、「空島

政策」がとられていたのであるから、常識的

にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の經營の手が延びていたとは考えられない。

以上のとおり竹島は古く日本人に知られ、日本領土の一部と考えられ、日本人によって利用されていた反面、韓国側にはこれら的事情ではなく、また韓国との間に同島をめぐつて領土権の争われたこともないので、古くから日本の領土として認められる。

四、近代国際法により必要とされる領土取得の要件については、明治三十八年（一九〇五）の閣議決定によつて国家の領有の意思確認が行われ

さるに、明治三十八年（一九〇五）二月二十日、島根県告示によつて国家の領有の意思の公示が行われた。この地方による告示は、当時日本が先占の際に慣行した告示方法であつて、国際法上の公示の要件を満たしている。

以上のほか正式の領有が成立するためには、

適切な支配権力の確立を必要とするが、これについては、明治三十八年（一九〇五）八月には島根県知事松永武吉が、また翌年三月には島根県第三部長神田由太郎の一行四十数名

## 71 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

が竹島を実地に調査し、また三十八年五月十七日には、隱岐島司の上申に基き、竹島の面積が官有地として土地台帳に掲載された。一方竹島のアシカ漁業については、明治三

十八年四月十四日島根県令第十八号をもつて「漁業取締規則」を改正して許可制とするとともに、同年六月五日には、中井等四名に対し正式の免許を与えた。その後その事業に消長はあつたが昭和十六年戦争によつて中止するまで事業は続けられ、免許者からは毎年土地使用料が国庫に納入されていた。その間数次にわたり、竹島の漁業に関する漁業規則は改正された。

昭和十五年（一九四〇）八月十七日、竹島は舞鶴鎮守府に海軍財産として引継がれたが右海軍用地は當時アシカ漁業権を有していた八幡長四郎にその使用が許されその際鎮守府司令長官は、同島使用心得を書いた命令書を交付した。

以上の事実は、日本が竹島に対し継続的に支配権行使したこと意するものであつてこれらより見て、近代国際法から見ても日本の竹島領有の要件は完全に具備されているといえる。

五、韓国側は最近でこそ竹島の領有を問題と

しているが、明治三十八年の竹島の島根県編入前後において、竹島を韓国領とは考えていないことは、次の事実からも明らかである。

### 十月号内容

#### (1) 光武五年（明治三四＝一九〇一）刊の

玄采著『大韓地誌』（光武九年二冊本として再刊）には韓國領土の東限を東經一三〇度三五分としており、竹島は含まれていらない。著者は学部職員であり、学部編しゆう局長の序もあるので当時の權威ある著者と見られる。

#### (2) 民国四年（大正四＝一九一五）刊の太

白狂奴著『韓國痛史』も韓國領土の東限を東經一三〇度五〇分としており、これまた竹島は含まれていない。

この書物は日本の朝鮮統治に反対して

その独立を企図し、上海に亡命した一人によって編さんされたものであり、竹島について関心があれば当然これが取り上げられるべきである。

六、これを要するに、韓国側の説明によるもまたわれわれの調査によるも、韓国側が古く竹島を領有し、これを有効に經營していたことを証明する証拠は見出されない。

これに反して、歴史的事実から見るも、ま

### 西独経済復興の原因

### 西ドイツの輸出振興措置について

欧州支払同盟の更新  
米中間選挙予選の現況

### 〔論文〕

チトーとソ連

### 〔論文〕

ジラス事件

### 中共ソ連の

### 潜在的競争者

東南アジア各国に対する  
国連拡大技術援助計画の  
実績と新規計画

外務省情報文化局編

# 世界動向月報

11月

## 主要目次

- 西独議会制度の概要  
新戦略に対する考察
- 今日のインド共产党
- 台湾、中国、東洋半島の紛糾事情
- コロンボ計画と日本参加  
的見解、頃々指摘
- 国交回復状況一覧表

1954